

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は唯一の戦争被爆国であり、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是として堅持している。国会でもこれを何度も確認し、国際的にも核兵器不拡散条約（NPT）に基づき核兵器の製造や保有を禁止している。

しかし、近年、核兵器の脅威が増す国際情勢の中、我が国の国会議員の間でも非核三原則の見直しや核共有論の動きが現れ、首相が非核三原則の見直し検討に言及したことは由々しき事態と言わざるをえない。

これらの動きは、「核兵器のない世界を」と訴え続けている被爆者の願いを踏みにじり、核兵器廃絶と恒久平和を希求する我が国の立場に反する。

我が国は唯一の被爆国として、核の使用や威嚇、核共有、核保有に断固反対する使命があり、非核三原則を放棄することは、世界の緊張を高め、我々の平和と安定が損なわれる恐れがある。まして、核兵器の保有に至った場合、国民生活に多大な影響を及ぼす懸念が増大する。

よって、政府に対し、以下のことを強く要請する。

記

- 1 非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶に向けた主導的な役割を果たすこと。
- 2 核兵器の人道的危険性を国内外に広く伝え、核軍縮への努力を続けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月13日

岐阜県本巣郡北方町議会